

▼「高額介護サービス費」の自己負担の上限額が変わります（令和3年8月利用分～）

同じ月に利用した介護保険サービスの利用者負担（1～3割）の合計金額が高額になり、上限額を超えたときは、申請することで超えた分が「高額介護サービス費」として後から支給されます。

【利用者の負担上限額（1か月）】

令和3年7月まで		令和3年8月から	
区分	上限額(月額)	区分	上限額(月額)
現役並み所得相当の世帯 (年収約383万円以上)	44,400円(世帯)	年収約1,160万円以上	140,100円(世帯)
一般	44,400円(世帯)	年収約770万円以上1,160万円未満	93,000円(世帯)
世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)	年収約383万円以上770万円未満	44,400円(世帯)
・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入金額が80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)	一般	44,400円(世帯)
生活保護受給者	15,000円(世帯) 15,000円(個人)	世帯全員が住民税非課税	24,600円(世帯)
		・老齢福祉年金受給者 ・合計所得金額と課税年金収入金額が80万円以下	24,600円(世帯) 15,000円(個人)
		生活保護受給者	15,000円(世帯) 15,000円(個人)

※該当者には、サービス利用月の約3か月後に市より「高額介護（介護予防）サービス費支給申請書」を郵送します。

▼介護保険施設サービスを利用した際の「自己負担限度額」が変わります（令和3年8月利用分～）

介護保険施設（介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院）を利用した場合は、介護保険サービスの利用者負担（1～3割）のほかに、居住費（滞在費）・食費・日常生活費を支払います。

低所得の人でも施設利用が困難とならないように、申請することで居住費（滞在費）・食費は所得に応じた自己負担限度額までを支払い、これを超えた分は介護保険から給付されます。

※申請には対象者および配偶者と世帯全員が住民税非課税であることが要件です。

【居住費・食費の自己負担限度額（1日）】

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等資産の状況	居住費(滞在費)				食費
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※1	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
第2段階	合計所得+年金収入額が80万円以下	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円
第3段階	合計所得+年金収入額が80万円超	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円

利用者負担段階	所得の状況	預貯金等資産の状況	居住費(滞在費)				食費※2
			ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室※1	多床室	
第1段階	・生活保護受給者 ・老齢福祉年金受給者	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下	820円	490円	320円 (490円)	0円	300円
第2段階	合計所得+年金収入額が80万円以下	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	820円	490円	420円 (490円)	370円	390円 (600円)
第3段階①	合計所得+年金収入額が80万円超120万円以下	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	650円 (1,000円)
第3段階②	合計所得+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,310円	1,310円	820円 (1,310円)	370円	1,360円 (1,300円)

※1 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、短期入所療養介護を利用した場合はかっこの金額

※2 短期入所サービスを利用した場合はかっこの金額

65歳以上の人に介護保険料の決定通知書をおくります

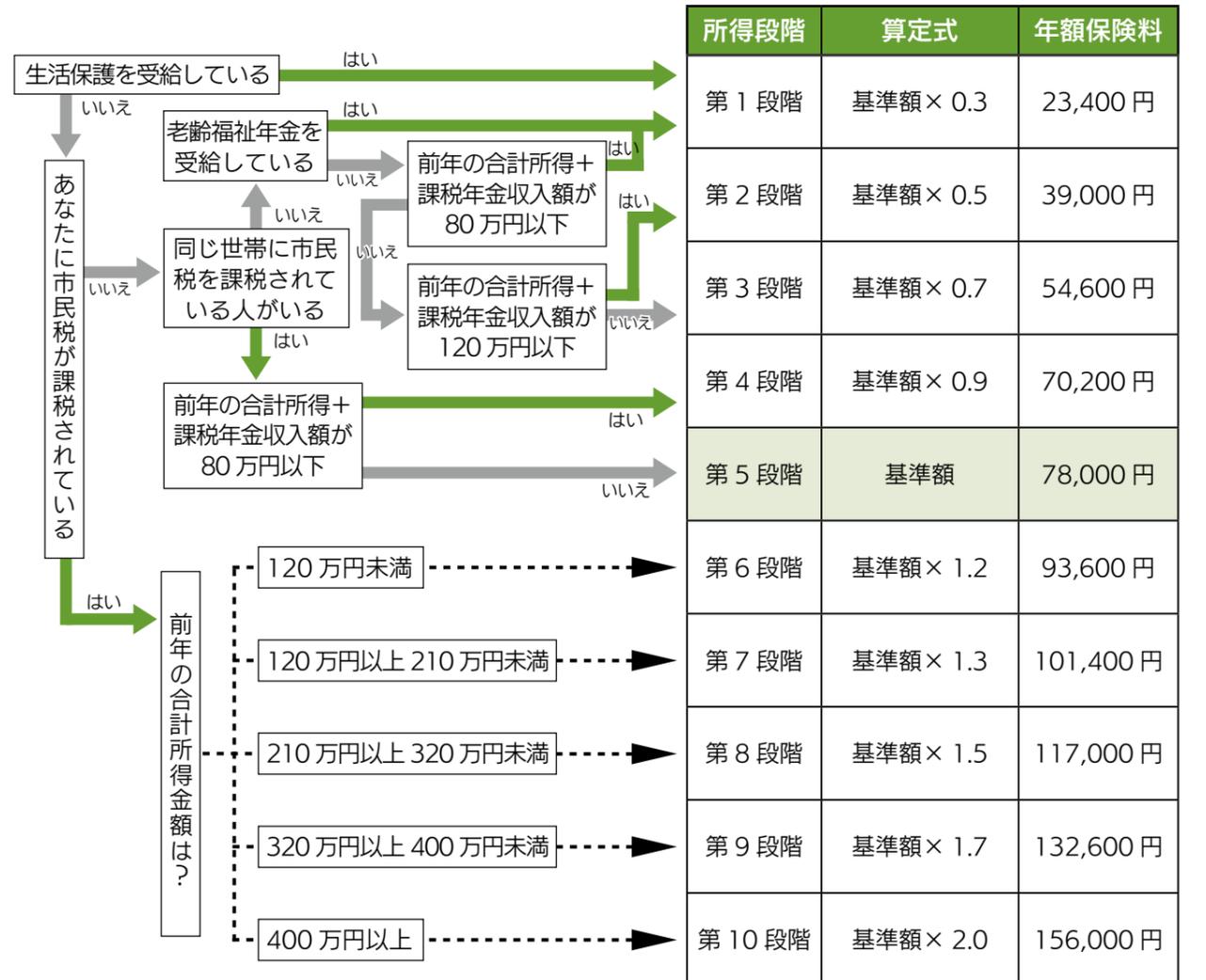
問 介護支援課 介護保険係 (Tel64-1555)

令和3年度介護保険料のお知らせや納付通知書を7月中旬までに郵送します。介護保険料は40歳以上の皆さんが加入者となって保険料を納め、介護が必要になったら、費用の一部を負担することで介護サービスを利用できます。介護保険料は、3年ごとに見直しを行います。令和3年度の年間保険料額は、下表のとおりです。第1号被保険者の保険料は、本人の所得状況と世帯の状況に応じて決まります。原則として、年金支払い時に天引きされる特別徴収となります（年金支払額が年額18万円以上の人）。特別徴収とならない人は普通徴収となり、納付書で納付していただきます。納め忘れがないよう、金融機関にて口座振替の手続きをすると便利です。

【介護保険負担割合証の更新は8月】
介護保険負担割合証の有効期限は7月31日までです。8月1日現在、介護認定を受けている人には、8月1日以降適用の新しい介護保険負担割合証を7月中旬に普通郵便でお送りします。

【詐欺に注意】
介護保険料還付金を装った詐欺があったとの連絡を多数いただいております。少しでも、不審な電話やメール、郵便物だと思ったら、消費生活センターや警察署に連絡してください。

▼第1号被保険者（65歳以上の人）の令和3年度介護保険料



※介護保険料の算出に使われる合計所得金額は、長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除して得た額です。

※第1段階から第5段階の合計所得金額は、課税年金収入に係る所得金額を控除して得た額です。